

平成 23 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 田中亜鉛鍍金株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 成和
(J A S D A Q ・ コード 5 9 8 0)
問合せ先
役職・氏名 取締役・経理部担当 山村健一郎
電話 0 6 - 6 4 7 2 - 1 2 3 8

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成23年4月28日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款の一部変更、全部取得条項に係る定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記「I. 1 (1) ②」において定義いたします。）の取得について、平成23年5月31日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款の一部変更について、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件 - 1」）

(1) 変更の目的

平成 23 年 2 月 7 日付田中ホールディングス株式会社（以下「田中ホールディングス」といいます。）のプレスリリース「田中亜鉛鍍金株式会社普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び同月 8 日付公開買付届出書において公表されておりますとおり、田中ホールディングスは、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、当社の全株式を取得して完全子会社化することを企図しております。

田中ホールディングスからは、当社を完全子会社化する理由につきましては、以下の説明を受けております。

近年、公共投資の抑制、それに伴う鉄構・建設業界の市況低迷、溶融亜鉛めっき生産量の全国的な減少等の影響により、溶融亜鉛めっき業界は低迷を余儀なくされております。一方で、平成 21 年度初めから上昇していた主原料である亜鉛価格が高止まりしていることもあり、溶融亜鉛めっき業界の先行きは不透明な状況にあります。今後は、溶融亜鉛めっき業界の市場規模縮小に伴う更なる競争の激化や主原料である亜鉛価格の高止まり等により、溶融亜鉛めっき業界の淘汰と再編が不可避的に加速するものと考えられます。

このように溶融亜鉛めっき業界全体を取り巻く状況が厳しさを増しつつあるなかで、当社においても業績が悪化しており、中長期的な視点に立って企業価値の向上を目指すためには、早急に、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、製造技術の底上げ、経費削減、加工技術の向上及び海外市場への進出等、今まで以上の事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を行うことが必要不可欠であるとの結論に至りました。

もともと、このような事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を進めるにあたり、当社の株主の皆様に対して、短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性があることは否定できません。また、近年の企業の内部統制（J-SOX）への対応をはじめ、資本市場に対する各種の規制が強化されたことに伴い、株式の上場維持コストが増加する傾向にあり、この傾向は今後も更に強まることが予想され、上場維持のメリットにも疑義が生じているものと考えています。

以上のような状況を踏まえ、田中ホールディングスは、当社の株主の皆様に対して、上記のような事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化に伴うリスクを当社の一般株主の皆様への負担に帰せしめることを回避し、上場維持のコ

ストを削減するとともに、当社の中長期的な企業価値向上のため、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施していくためには、MBOの手法により、田中ホールディングスが当社の全株式を取得して非公開化することが最善の手段であると考えに至り、当社を完全子会社化することを企図しているとのことです。

そして、平成23年3月24日付当社プレスリリース「田中ホールディングス株式会社による当社普通株式公開買付けの結果に関するお知らせ」、同日付当社プレスリリース「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてお知らせいたしましたとおり、田中ホールディングスは、平成23年2月8日から平成23年3月23日（30営業日）まで、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行いました。本公開買付けの結果、田中ホールディングスは、平成23年3月30日（本公開買付けの決済開始日）付で当社普通株式6,211,938株（当社の総株主の議決権の数に対する割合は96.47%）を所有するに至っております。なお、当該割合は、当社が平成23年2月9日に提出した第57期第3四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の総株主の議決権の数（6,438個）を分母として計算しております。

当社としましても、平成23年2月7日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（同日付訂正を含みます。）及び同月8日付意見表明報告書においてご報告いたしましたとおり、溶融亜鉛めっき業界全体を取り巻く状況が厳しさを増しつつあるなかで、田中ホールディングスが当社を完全子会社化することで、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施していく上で最善の選択肢であるとの結論に至っており、本公開買付けに賛同いたしました。

また、当社は、田中ホールディングスより完全子会社化に関する一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施するように要請を受け、本公開買付けの結果を踏まえ、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、本完全子会社化手続に必要な以下の①から③の方法（以下①から③を総称して「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

① 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件 - 1」）

当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、下記2.の定款変更案第6条に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社において当社普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとするにより、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。

② 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件 - 2」）

上記①による変更後の当社の定款の一部を更に変更して、全ての当社普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.0000019株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

③ 全部取得条項付普通株式の取得の件

会社法第171条第1項ならびに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対し

て、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.0000019株の割合をもって交付いたします。なお、田中ホールディングス以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

当社は、A種種類株式を全部取得条項付普通株式の対価として交付したことにより生じるA種種類株式の1株未満の端数につき、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を会社法第234条第2項の定めに従い、裁判所の許可を得て売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付することを予定しております。必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合、当該端数の合計数に相当するA種種類株式の売却価格については、当該株主様が所有する全部取得条項付普通株式の数に200円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた価格と同一になるよう算定いたします。

「定款一部変更の件 - 1」は、本完全子会社化手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

（2）変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件 - 1」に係る定款変更は、「定款一部変更の件 - 1」が原案どおり承認可決された時点でその効力を生じるものといたします。

（下線部が変更箇所）

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 （発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、23,850,000株とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>第2章 株式 （発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、23,850,000株とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は、23,849,900株とし、第6条の2に定める内容の「A種種類株式」の発行可能種類株式総数は、100株とする。</u></p> <p><u>（A種種類株式）</u></p> <p><u>第6条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。</u></p> <p><u>2. 上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株主または普通登録株式質権者及びA種株主またはA種登録株式質権者に対し、同順</u></p>

<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(新設)</p> <p>第4章～第6章</p> <p>第18条～第39条 (条文省略)</p>	<p><u>位にて残余財産の分配を行う。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の<u>普通株式</u>の単元株式数は、1,000株とし、 <u>A種種類株式</u>の単元株式数は、1株とする。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p>第18条 <u>第14条、第15条、第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>第4章～第6章</p> <p>第19条～第40条 (現行どおり)</p>
--	--

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件 - 2」）

(1) 変更の目的

「定款一部変更の件 - 2」は、上記1でご説明いたしました本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件 - 1」による変更後の当社の定款の一部を更に追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、「定款一部変更の件 - 1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を0.0000019株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、上記のとおり、田中ホールディングス以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

また、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社の定款第13条、第38条第1項及び第39条につきましては、多数の株主様に対する株主総会の招集手続及び剰余金の配当手続の事務手続を円滑に実施するため、定時株主総会並びに期末配当及び中間配当の基準日を定めております。しかしながら、本完全子会社化手続が実施された場合、当社は、田中ホールディングスのみを当社の議決権を有する株主とする会社となる予定であり、上記基準日を定める必要がなくなりますので、これらの定めを削除するものであります。また、この変更に伴い、第12条の定時株主総会の招集時期についても、会社法第296条第1項の規定に合わせ変更いたします。なお、定款第13条の定めを廃止した場合、本年7月7日に開催が予定されております定時株主総会において議決権を行使することのできる株主様は、当該定時株主総会開催時の株主様となります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、「定款一部変更の件 - 2」に係る定款変更は、「定款一部変更の件 - 1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決されること、ならびに本種類株主総会において「定款一部変更の件 - 2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものといたします。

また、「定款一部変更の件 - 2」に係る定款変更の効力発生日は、平成23年7月6日といたします。

(下線部が変更箇所)

「定款一部変更の件 - 1」による変更後の定款	追加変更案
<p>第2章 株式</p> <p>(新設)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は随時必要に応じてこれを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第14条～第17条 (条文省略)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第18条 第14条、第15条、第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第4章～第5章</p> <p>第19条～第36条 (条文省略)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をするこ</p>	<p>追加変更案</p> <p>第2章 株式</p> <p>(全部取得条項)</p> <p>第6条の3 当社は、株主総会の決議によって、当社が発行する普通株式の全部を取得することができ</p> <p>る。</p> <p>2. 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得するときは、普通株式の取得と引換えに、A種類株式を普通株式1株につき0.0000019株の割合をもって交付する。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後一定の時期に招集し、臨時株主総会は随時必要に応じてこれを招集する。</p> <p>(削除)</p> <p>第13条～第16条 (「定款一部変更の件 - 1」による変更後の定款のとおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第17条 第13条、第14条、第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3. 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第4章～第5章</p> <p>第18条～第35条 (「定款一部変更の件 - 1」による変更後の定款のとおり)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第36条 (「定款一部変更の件 - 1」による変更後の定款のとおり)</p> <p>(削除)</p>

とができる。	
(中間配当)	(中間配当)
第39条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年9月30日</u> <u>を基準日として</u> 中間配当をすることができる。	第37条 当社は、取締役会の決議によって、中間配当をす ることができる。
第40条 (条文省略)	第38条 (「定款一部変更の件 - 1」による変更後の定款のと おり)

3. 全部取得条項付普通株式の取得の件

(1) 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、上記1でご説明申しあげました本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項ならびに「定款一部変更の件 - 1」及び「定款一部変更の件 - 2」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件 - 1」による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000019株の割合をもって交付いたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、上記のとおり、田中ホールディングス以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を会社法第234条第2項の定めに従って裁判所の許可を得て売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。なお、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合、当該端数の合計数に相当するA種種類株式の売却価格については、当該株主様が所有する全部取得条項付普通株式の数に、200円(本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた価格と同一になるよう算定いたします。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合には、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の内容

① 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

下記②において定める取得日において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000019株の割合をもって交付いたします。

② 取得日

平成23年7月6日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、「定款一部変更の件 - 1」及び「定款一部変更の件 - 2」がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において、「定款一部変更の件 - 2」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されること、ならびに「定款一部変更の件 - 2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものいたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

4. 上場廃止

本臨時株主総会において「定款一部変更の件 - 1」、「定款一部変更の件 - 2」、及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件 - 2」に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、JASDAQの上場廃止基準に該当することとなり、平成23年5月31日から平成23年6月30日までの間、整理銘柄に指定された後、平成23年7月1日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

5. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成23年3月30日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日	平成23年4月14日（木）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集に関する取締役会決議	平成23年4月28日（木）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成23年5月31日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件 - 1」）の効力発生日	平成23年5月31日（火）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成23年5月31日（火）
当社普通株式の売買最終日	平成23年6月30日（水）
当社普通株式の上場廃止日	平成23年7月1日（火）
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件 - 2」）の効力発生日	平成23年7月6日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種類株式交付の効力発生日	平成23年7月6日（水）

6. 支配株主との重要な取引等に関する事項

上記3の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

なお、当社では、本公開買付け及び本取得からなる一連の取引（以下「本取引」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成23年2月7日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の2（3）記載の各措置を講じております。加えて、本取得の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、当社の代表取締役社長である田中成和氏、当社の取締役である田中雄氏は、本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあること、当社取締役である二宮洋一氏、内田友哉氏は田中氏らと本取引を検討していることに鑑み、平成23年4月28日開催の当社取締役会における本取得に関する議案の審議及び決議に参加していません。

また、平成23年4月28日開催の当社取締役会における本取得に関する議案については、田中成和氏、田中雄氏、二宮洋一氏及び内田友哉氏以外の全ての取締役の出席の下、本取得に係る議案を本臨時株主総会に付議する旨を出席取締役全員一致により決議しました。また、上記取締役会には社外監査役を含む全ての監査役が審議に参加し、参加した監査役全員が、取締役会が上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

以 上